

## 指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : (株)西村建設  
業者の住所 : 徳島県三好市山城町大川持523-4
- 2 指名停止措置期間 : 平成21年11月20日～平成21年12月19日(1ヶ月間)
- 3 指名停止措置の範囲 : 全地域

### 4 事実概要

(株)西村建設の代表取締役が、平成21年8月の衆議院選挙に関して、特定の候補者への投票と票の取りまとめを依頼し、報酬として一人あたり約2,200円相当の酒食のもてなしをしたとして、公職選挙法違反で略式起訴(同日、略式命令)された。

### 5 指名停止措置理由

(株)西村建設の代表取締役が、公職選挙法違反で略式起訴(同日、略式命令)されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」(本四会社達平成17第48号)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するものである。

(参考) <工事請負契約に係る指名停止等に関する達別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内

○問い合わせ先

本州四国連絡高速道路株式会社 経理部 会計契約課

〒651-0088 兵庫県神戸市中央区小野柄通4-1-22

アーバンエース三宮ビル12階 TEL 078(291)1035 (直通) FAX 078(291)0026